

経営者協会通信

旧暦では5月が夏の始まりです。クールビズも5月スタートになったように、暑い日が増えてきますので、ご自愛ください。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



中小企業経営者協会

神奈川県横浜市青葉区青葉台2-10-20第2志田ビル3階
TEL：045-988-5155／FAX：045-988-5165
<http://www.chukeirou.jp/>



強化される 雇用保険のマイナンバーの届出

雇用保険の手続きにおけるマイナンバーの利用は、マイナンバーの利用が開始された平成28年1月より義務化されています。マイナンバーの利用について厳格な管理が求められる一方、これまではマイナンバーを記載せずに届出を行ったときでも書類が受理されること等の理由から、雇用保険の届出においてマイナンバーを記載せずに行うことも多くありました。今後、マイナンバーの届出が強化されるため、その内容を確認しておきましょう。



1.マイナンバーの記載が 必要になる届出等

雇用保険の届出等でマイナンバーの記載が必要なものは以下の5つとなります。

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付支給申請（初回）
- ④育児休業給付支給申請（初回）
- ⑤介護休業給付支給申請

これらについては、届出等の都度、マイナンバーを記載することが原則となりますが、既にマイナンバーを他の届出等の際に届け出ているときには、マイナンバーの記載を省略できることになっています。

次に、届出等にマイナンバーの記載欄はないものの、マイナンバーが未届けのときに「個人番号登録・変更届」を添付することによりマイナンバーの届出を行うものとして、次の4つがあります。

- ⑥雇用保険被保険者転勤届
- ⑦雇用継続交流採用終了届

- ⑧高年齢雇用継続給付支給申請（2回目以降）

- ⑨育児休業給付支給申請（2回目以降）

これらに関しても、既にマイナンバーを他の届出等の際に届け出ているときには、「個人番号登録・変更届」の添付は不要です。

2.平成30年5月からの取扱い

雇用保険の届出等は、届出等をした内容に記入漏れや添付書類の不足等、補正の必要があると判断されたものについては受理されず、届出をした事業主に対し一旦、返戻される（差し戻しされる）ことがあります。これまで、マイナンバーが記載されていない届出等について返戻されることはありませんでしたが、平成30年5月からは返戻されることになりました。

なお、①～⑤の届出等をする際に、既にマイナンバーを届け出ている場合には、「マイナンバー届出済」と届出等の欄外等に記載することになっています。今後、最新情報が出される可能性もありますので、手続きの際には確認するようにしましょう。

従業員からマイナンバーを取得する際は、なりすまし防止のため正しいマイナンバーであることを確認する「番号確認」と、マイナンバーの正しい持ち主であることを確認する「身元（実在）確認」が必要です。制度開始から2年以上が経過していることもあり、これらの確認が不十分になってきているケースもあるかと思えます。この機会に、再度、適した方法になっているか振り返っておきましょう。